

船舶事故調査報告書

平成29年4月20日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	平成28年10月23日 03時45分ごろ
発生場所	広島県尾道市高根島北岸沖 高根島灯台から真方位000° 100m付近 (概位 北緯34°20.1′ 東経133°04.6′)
事故の概要	引船三洋丸は、台船D-4002をえい航して南南西進中、高根島北岸の干出浜（岩）に乗り揚げた。
事故調査の経過	平成28年10月28日、主管調査官（広島事務所）を指名原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 引船 三洋丸、19トン 157-108福岡、三洋海運有限会社 B 台船 D-4002、総トン数不詳 なし、洞海マリンシステムズ株式会社
乗組員等に関する情報	A 甲板員A、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A 船底外板に凹損等 B なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風 なし、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 低潮時
事故の経過	A船は、船長A及び甲板員Aほか1人が乗り組み、B船をえい航して南南西進中、単独で船橋当直中の甲板員Aが居眠りに陥り、変針予定場所を通過し、高根島北岸の干出浜に乗り揚げた。
分析	A船は、甲板員Aが、居眠りに陥ったことから、変針予定場所を通過して高根島北岸に向けて航行し、同島北岸の干出浜に乗り揚げたものと考えられる。 甲板員Aから情報が得られなかったため、居眠りに陥った状況を明らかにすることはできなかった。
原因	本事故は、夜間、甲板員Aが、居眠りに陥ったため、A船が、変針予定場所を通過し、同島北岸の干出浜に乗り揚げたものと考えられる。